

平成 31 年 2 月 13 日

各 位



会 社 名 株式会社 シベール CYBELE
代表者名 代表取締役社長 黒 木 誠 司
(J A S D A Q ・ 証 券 コ ー ド 2 2 2 8)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 横 戸 繁 春
電 話 0 2 3 - 6 8 9 - 1 1 3 1 (代 表)

民事再生手続開始決定に関するお知らせ

当社は、平成 31 年 1 月 17 日に、山形地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行って
おりましたが、平成 31 年 2 月 13 日に、同裁判所から民事再生手続開始決定を受けました
ので、下記の通りお知らせ致します。

皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけすることとなりましたことにつき、改めてお
詫び申し上げます。

今後につきましては、山形地方裁判所及び監督委員の監督のもと、役職員一同、再生に向
けて全力を尽くしてまいります。

記

1. 民事再生手続開始決定

平成 31 年 (再) 第 1 号民事再生手続開始申立事件 (平成 31 年 1 月 17 日) について
平成 31 年 2 月 13 日付で、山形地方裁判所より民事再生手続開始が決定されました。

2. 民事再生法による今後の予定

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------------|
| ①再生債権の届出期間 | 平成 31 年 3 月 13 日まで |
| ②報告書等の提出期限
(民事再生法 124 条、125 条) | 平成 31 年 4 月 10 日 |
| ③認否書の提出期限 | 平成 31 年 4 月 10 日 |
| ④再生債権の一般調査期間 | 平成 31 年 4 月 22 日から平成 31 年 5 月 10 日まで |
| ⑤再生計画案の提出期限 | 平成 31 年 7 月 8 日 |

以上